

日証協（市エ）13第51号  
日証協（会規）13第59号  
平成14年2月12日

内部管理統括責任者殿

日本証券業協会  
市場本部長 菊一 護  
会員本部長 吉岡 一憲

「証券従業員に関する規則」及び「有価証券の引受けに関する規則」に規定する売出しの親引けの禁止について

—営業ルール照会制度に基づく照会及び回答—

営業ルール照会制度に基づき、下記Iの照会事項について、下記IIのとおり回答いたしましたので、ご通知申し上げます。

## 記

### I 照会事項

「証券従業員に関する規則」（公正慣習規則第8号）第9条第3項第19号及び「有価証券の引受けに関する規則」（公正慣習規則第14号）第9条第3項で定める「発行会社が指定する販売先への売付け」の解釈について

（照会事項に関する当社の考え方）

弊社は、顧客である生命保険相互会社の株式会社化・上場公開に係る準備作業を進めております。

「生命保険相互会社の株式会社化」は制度上、保険契約者に株式が割り当てられるため株式会社化と同時に数十万もの零細株主が分散所有する状況を作り出すという特徴があります。一方、株式会社化後すみやかに株式を公開する場合には、通常の株式会社と異なり公開前に安定保有先（株主）を確保するという資本政策を行うことができません。そのため、株主総会の定足数の確保が困難となる、敵対的買収に対し脆弱となる、等の問題が指摘されております。

このため、生命保険相互会社が株式会社化後すみやかに株式を公開する場合にお

ける

- ① 保険業法第 89 条に定める「端株一括売却」、
- ② 株式会社化に伴い 1 株以上の整数株の割当てを受けることになる保険契約者のうち希望する者による売却

を株式公開時の「売出し」として行い、当該株式を発行会社が指定する安定保有先に売却することを考えております。

安定保有先が株式を取得する価格は、ブックビルディングによって決定される売価格と同一とし、また、安定保有先の名称及び取得株数を有価証券届出書等に記載し、一般投資者に十分な開示を行うことにより、公正性・透明性を図ることとしております。

このような売出しによる方法は、「公募株等について、発行会社が指定する販売先への売付け」に当たるものの、上記問題を解決するための安定保有先確保のために必要な方法であり、開示も行われることから公正を欠く販売には該当しないものと考えます。

## II 照会事項に対する回答

貴見のとおりで差し支えありません

以 上